

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第3号

### 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒川町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「、年3パーセントとする。」を「、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は1パーセントとする。」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を含むものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。